

公布された規則のあらまし

災害救助法施行細則の一部を改正する規則（規則第 31 号）

- 1 市町長は、災害救助法第 30 条の救助の実施に要する費用について、概算払を受けようとするとき及び精算を行うときは、別に定めるところにより知事に請求することとした。（第 18 条関係）
- 2 知事が災害救助法による救助を行うために支出することができる費用の額を改めることとした。（別表第 1 関係）
- 3 その他所要の改正を行うこととした。
- 4 この規則は、公布の日から施行することとした。ただし、改正後の別表第 1（6 の項のア及びウの(イ)の規定を除く。）の規定は令和元年 10 月 1 日から、改正後の別表第 1 の 6 の項のア及びウの(イ)の規定は令和元年 8 月 28 日から適用することとした。